

- (イ) 本人ノ承認又ハ意志ニヨラズシテナサマルコト
- (ロ) 病氣缺勤ノ場合ハ給料減額絶対反對
- (ハ) 移轉費用全額會社負擔

一、負傷疾病ニ關スル件

- (イ) 公傷ノ場合ハ治療費全額休業中ノ給料全額並傷害見舞金ヲ支給サレタシ

- (ロ) 病氣缺勤ノ場合ハ一ケ年以上給料全額ヲ支給サレタシ

- (ハ) 臨時代人手當ハ會社負擔トス

一、兵役關係服務ノ爲メ缺勤スル場合ハ給料全額ヲ支給サレタシ

一、三組合ヲ認メ團體交渉權ヲ確認サレタシ

一、四本問題ニ關シ犠牲者ヲ絶対ニ出サマルコト

昭和七年六月二十二日

全國映畫從業員組合

大阪朝日座組合員代表

社長 白井松次郎 殿 花村香朗

回 答 事 項

一、第一項及第二項第三項(イ)第十項ノ(イ)第十一項ノ(イ)第十四項ニ對シテハ大體ニ於テ承認

二、第三項解雇手當問題ニ干スル(イ)(ロ)ハ一般庶務規定ヲ制定中ナルヲ以テ夫レ迄延期ヲ希望スル意味ニ於テ保留

三、第四項昇給ニ關スル件ハ其主旨ヲ認ムルモ其率ニ於テハ適當ニ懇談スルコト

四、第五項ノ日給制ハ期間ヲ定メテ制定スルコト但シ最底給料ハ認メ難シ

五、第六項賞與ハ會社ノ狀況如何ニヨリテ支給ス

六、第七項現行制ヲ活用スルコト

七、第七項中(ロ)及第八項中(ロ)第九項中(イ)第十三項ハ之ヲ撤回削除スルコト

八、第八項中(イ)ハ季節ヲ問ハズ一ケ月二日トスルコト